

令和7年度『地域商業活性化支援事業（空き店舗）』公募開始

嬉野市商工会では中心商店街をより魅力あるものとするため、対象エリア内の空き店舗等に出店される方（日本標準産業分類に定める小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、ただし、一部対象外業種等あり）に事業費の一部を支援します。

1. 助成対象経費および助成率

対象経費：空き店舗等に出店するための改修費または改築費

※商店街空き店舗等活用事業における改装費とは、空き店舗等を事業用として標準的な方法及び単価で内部改装するものであり、家屋本体の構造物（例：窓、シャッター等）の改修や内部改装に伴う動産資産の購入費等は除きます。

助成率：対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切捨て）。

ただし、100万円を限度とします。

2. 空き店舗等の条件

伝建地区塩田商店街区（塩田町）および嬉野温泉街区（嬉野町）にある空き店舗や空き家、空き倉庫等の所有者と賃貸契約を締結できる物件、または、対象空き店舗等を購入した日から1年以内の物件。

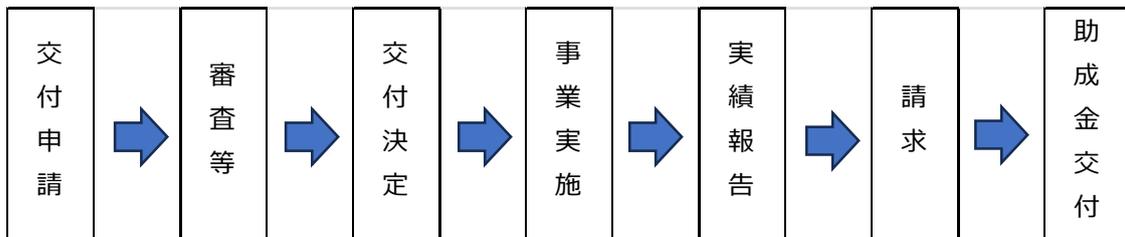
※対象地区については記載の2地区以外でも対象となる場合がございますので、詳細については嬉野市商工会（TEL：0954-66-2555）までお問い合わせください。

3. 募集期間

令和7年5月26日（月）～令和7年6月30日（月）

※予算に達し次第終了。

4. 事業の流れ



5. 対象外業種等

食事の提供を主目的としないキャバレー・スナック・バー・ナイトクラブ等、風俗関連業、場外馬券・車券・舟券売場等の娯楽業、モーテル・ラブホテル等

※詳しい助成対象者の要件については、助成金要項にてご確認ください

6. 注意事項

助成を受けるためには、必ず事業開始前（改修・改築工事着工前）に申請手続きを行う必要があります。また、令和8年3月19日までに、改修・改築工事を完了し、かつ年度内に事業を開始しなければなりません。

申請の方法、必要な書類、空き店舗等の要件など、詳細については助成金要項をご覧ください。また、不明点については下記までお問い合わせください。

お問合せ先 嬉野市商工会（TEL 0954-66-2555）